

# 健康保険被扶養者認定取扱要領

兵庫県建築健康保険組合

## (目的)

第1条 この取扱要領は、被扶養者に異動（該当・不該当・変更・訂正）があった場合、被保険者から提出される被扶養者（異動）届について、兵庫県建築健康保険組合（以下「組合」という。）における被扶養者資格の判定を公平に行うために定めるものである。

## (認定の基本的考え方)

第2条 被扶養者の認定に当たっては、健康保険法、関係法令及び関係通達等に基づき、被保険者の届出により、被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）の収入、家計の実態及び社会通念等を総合的に勘案して行うものとする。

## (被扶養者の範囲)

第3条 被扶養者とは、主としてその被保険者により生計を維持するもので、次に掲げる者をいう。

- (1) 被保険者の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹
- (2) 被保険者の三親等内の親族で、前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属するもの
- (3) 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属するもの
- (4) 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属するもの
- (5) 日本国内に住所を有するもの又は外国において留学する学生その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの

## (認定の基準)

第4条 前条に定める被扶養者の認定要件のうち「主としてその被保険者により生計を維持するもの」に該当するか否かの判定は、次のとおり、認定対象者の収入及び被保険者との関連における生活の実態を総合的に勘案して行う。

- (1) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合
  - ① 認定対象者の収入がないか、又は恒常的な年間の総収入の額が130万円未満（配偶者を除く19歳以上23歳未満の者は150万円未満）で、被保険者の年収の半分未満であるときは、原則として、被扶養者に該当するものとする。
  - ② ただし、認定対象者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、年収が130万円未満（配偶者を除く19歳以上23歳未満の者は150万円未満）で、被保険者の年収を上回らないときは、その世帯の生計を総合的に勘案して、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているときと認められるときは、被扶養者に該当するものとする。
  - ③ 人手不足などにより一時的に収入増となった場合は、一時的な収入変動であるかを確認し、連続する2年に限り被扶養者に該当するものとする。
- (2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合
  - ① 認定対象者の収入がないか、又は恒常的な年間の総収入の額が130万円未満（配偶者を除く19歳以上23歳未満の者は150万円未満）であって、かつ、被保険者

からの援助金（仕送り額）より少ないときは、原則として、被扶養者に該当するものとする。

② 認定対象者が同一住所地に居住しているが同一世帯に属していない場合は、原則として被扶養者の要件を満たさない。

2 認定対象者が60歳以上の者である場合、又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合については、前項の収入の基準は180万円未満とする。

3 第1項及び第2項の基準によって取り扱うことを原則とするが、実際には、生活実態はさまざまであるので、第1項及び第2項の基準により認定を行うことが生活実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くと認められる場合には、その具体的な事情に照らして最も妥当と認められる認定を行うものとする。

4 第1項及び第2項の基準によって取り扱う場合で、給与収入のみの認定対象者については、労働契約で定められた賃金から見込まれる年収により判定して差し支えない。

[収入基準]

認定対象者	年間収入	月額収入 (年間収入の12分の1)	日額収入 (年間収入の360分の1)
60歳未満の者	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
19歳以上23歳未満の者※ (配偶者を除く)	150万円未満	125,000円未満	4,167円未満
60歳以上の者 又は概ね障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

※19歳以上23歳未満の定義は当該年の12月31日時点の年齢

(収入の範囲)

第5条 前条で定める収入の範囲は、次のとおりとする。

- ① 給与収入（通勤手当を含む。）
- ② 事業収入（農業、林業、漁業、商業、その他）
- ③ 不動産収入（地代・家賃収入等）
- ④ 公的年金（障害年金、遺族年金を含む。）
- ⑤ 実質的に収入と認められるもの（雇用保険の失業給付の基本手当、健康保険の傷病手当金・出産手当金等）
- ⑥ 投資収入（株式配当金等）
- ⑦ 利子収入
- ⑧ 個人年金などで数年にわたり分割して受給する場合
- ⑨ 被保険者以外からの収入（生計費、養育費等）

2 次のような一時的な収入は、前条で定める収入の範囲としない。

- ① 退職金
- ② 一時金で受けた企業年金

- ③ 個人年金・生命保険の満期一時金
- ④ 貯蓄（預貯金）の解約金
- ⑤ 雇用保険の高年齢求職者給付金
- ⑥ 雇用保険の短期雇用特例被保険者の特例一時金
- ⑦ 宝くじ
- ⑧ その他一時的な収入と認められるもの

（認定対象者の収入の考え方）

第6条 認定対象者の収入の考え方は、次のとおりとする。

- (1) 認定対象者の収入は、認定を受ける時点の収入を年間に換算して判断する。
- (2) 認定対象者の年間収入は、過去における収入ではなく、被扶養者に該当する時点及び認定された以降の年間見込み収入であり、将来に向かって判断する。
- (3) 前年の年間収入又は直近3か月の収入を参考にし、今後得るであろう額により判断しても差し支えないものとする。
- (4) 収入の範囲とは、「生計を維持するために投入し得る収入額」であることから、給与所得者の場合は収入総額（通勤手当を含む。）であり、自営業者の場合は収入総額からその事業を営むための最低限必要な経費（直接的必要経費）を差し引いた残りの額である。

なお、自営業者の場合の収入総額から差し引く必要経費については、所得税法上で認められている必要経費と異なり、扶養認定にあたっての必要経費は、それなしに事業が成り立たない経費（直接的必要経費）である。

また、直接的必要経費の判断は、「所得税青色申告決算書・損益計算書の経費内訳」等から組合が決定する。

① 直接的必要経費（収入総額から差し引ける経費）

ア その費用なしに事業が成り立たない経費

- ・ 製造業の原材料費や人件費などの製品製造原価
- ・ 卸売業や小売業の仕入代、これに必要な運送経費（荷造運賃）
- ・ サービス業の家賃、人件費
- ・ ピアノ講師のテキスト代
- ・ 給料賃金
- ・ 外注工賃
- ・ 地代家賃

イ 事業に必要な備品等に対するローンの元利返済額

② 間接的経費（収入総額から差し引けない経費）

- ・ 減価償却費、退職引当金（償却資産の購入時点や退職金の支払時点の現金支出を直接的必要経費とするため。）
- ・ 青色申告特別控除（納税を適正に取り扱うために帳簿を備え付けることに対する特典で現金の移動は生じない。）
- ・ 生命保険料控除（税法上の経費であり、直接的経費とは言えない。）
- ・ 貸倒金、利子割引料、租税公課、水道光熱費、旅費交通費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、福利厚生費、雑費（直接的必要経費とは言えない。）

- (5) 雇用保険の失業給付の「基本手当」は収入とみなし、基本手当の受給額を年額に換算して収入要件を判断する。

具体的には、60歳未満の者は、基本手当の給付日額が3,612円以上、ただし、配偶者を除く19歳以上23歳未満の者は給付日額が4,167円以上。また、60歳以上の者や概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障

害者は、基本手当の給付日額が5,000円以上である場合、基本手当の受給中は被扶養者に該当しない取り扱いとする。

- (6) 健康保険の資格喪失後の傷病手当金・出産手当金も収入とみなし、前記の(5)と同様の取り扱いとする。

(国内居住要件の例外)

第7条 外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者については、日本国内に住所がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱う。

- (1) 外国において留学をする学生
  - (2) 外国に赴任する被保険者に同行する者
  - (3) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
  - (4) 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であつて、(2)と同等と認められるもの
  - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者
- 2 住民票が日本国内にあつても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は被扶養者の要件を満たさない。

(夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定)

第8条 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定は、次のとおりとする。

- (1) 被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、年間収入（当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。以下同じ。）の多い者の被扶養者とするを原則とする。
- (2) 夫婦双方の年間収入が同程度（※）である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。  
※ 「夫婦双方の年間収入が同程度」とは、夫婦双方の年間収入の差額が、年間収入の多い方の年間収入額の概ね1割以内であることを目安とする。
- (3) 被扶養者でない配偶者を有するときは、被扶養者（異動）届に当該配偶者の年間収入額を記入することとする。

(収入のある（祖）父母の被扶養者の認定)

第9条 収入のある（祖）父母の被扶養者の認定は次のとおりとする。

- (1) （祖）父母のいずれか一方の収入額が被保険者の収入額を上回る場合は、被扶養者の要件を満たさないものとする。
- (2) （祖）父母の収入額の合計が被保険者の収入額を上回る場合は、主たる生計維持者を確認し認定する。

(収入が基準額以上に増加したことによる被扶養者の削除)

第10条 第6条第3号により、直近3か月の収入を参考にする場合で、直近3か月の各月とも月額収入の基準額以上となるときは、被扶養者の要件を満たさないこととし、原則として、4か月目の1日を削除日とする。

- 2 前項において、被保険者から、12か月間の収入額は、基準額未満を見込んでいる旨の申し出があつた場合は、被扶養者の資格を継続することとし、12か月間の給与証明書又は給与明細書のコピー等の提出を求め、事後確認を行う。
- 3 第2項において、事後確認を行った結果、基準額以上となるときは、被扶養者の要件

を満たさないこととし、13か月目の1日を削除日とする。

- 4 第1項又は第3項において、被扶養者の資格が削除された後、再認定する場合は、第6条第1号及び第2号の規定に基づき行う。

(認定手続)

第11条 被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、5日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者（異動）届を、事業主を経由して組合に提出する。

- (1) 被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日及び被保険者との続柄
- (2) 被扶養者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外の者であるときは、同一の世帯に属した年月日及び扶養するに至った理由
- (3) 個人番号（マイナンバー）

- 2 前項に掲げる事項に変更があったときは、その都度、事業主を経由して組合に届け出る。

(添付書類)

第12条 マイナンバーを活用した情報連携により、直近の収入状況等を確認することができないため、前条の届出には、別記の書類を添付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、組合は、被扶養者の認定上、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(疑義の届出)

第13条 被扶養者の認定の審査の結果、届出に疑義があるときは、組合は、その理由を付した書面を添付して、届出書を事業主に返戻するものとする。

(認定の効力等)

第14条 被扶養者の認定の効力は、原則として、実際に「被扶養者になった日」（例えば、出生年月日・婚姻年月日・退職年月日の翌日）に発生するものとする。

なお、被保険者資格取得時に被扶養者を有する場合は、「被保険者資格取得年月日」に発生するものとする。

- 2 被扶養者の不認定（不承認）の効力は、原則として、実施に「被扶養者でなくなった日」（死亡による場合は死亡日の翌日、それ以外の場合は非該当になった当日）に発生するものとする。

(不認定の取り扱い)

第15条 被扶養者の認定の審査の結果、不認定（不承認）をした場合、事業主を経由して、被保険者に対し、不認定（不承認）の理由を付した書面により通知するものとする。

(認定状況の定期確認)

第16条 健康保険法施行規則（以下「規則」という。）第50条第1項の規定に基づき、被扶養者認定状況の定期確認を、「被扶養者確認調書」（以下「調書」という。）により、原則として、毎年9月に実施することとする。

- (1) 調書には、生計維持関係等の事実確認のための書類（別記）を添付することとする。
- (2) 組合は、必要に応じて、マイナンバーを活用した情報連携により、生計維持関係等の事実を確認することができるものとする。
- (3) 定期確認を行った結果、被扶養者の要件を満たしていないことが判明した場合、次のとおり取り扱うこととする。

① 認定時には瑕疵がなく、その後の事情により被扶養者の要件を満たさないこととなった場合には、当該要件を満たさなくなった日を削除日として、被扶養者（異動）届の提出を求めることとする。収入が基準額以上に増加したことにより被扶養者の要件を満たさないこととなった場合も同様とする。

なお、被扶養者の要件を満たさなくなった日を特定することが困難である場合等は、調書の受付日と調書の提出期限日とを比べて、早い日を削除日として、被扶養者（異動）届の提出を求めることができるものとする。

② 認定時に瑕疵があり、被扶養者の要件を満たしていないことが判明した場合には、認定時に遡って取り消すこととする。

2 調書の提出時において、直近3か月の収入を4倍して得た額は、基準額以上となるが、被保険者から当該年（1月～12月）の収入額は、基準額未満を見込んでいる旨の申し出があった場合、又は調書における年間収入額が基準額未満であるが、基準額との差が少ない場合等に、その年の源泉徴収票（通勤手当額を付記する。）の提出を求めることとする。

なお、当該源泉徴収票において、収入額（通勤手当額を含む。）が基準額以上である場合は、翌年の1月1日を削除日として、被扶養者（異動）届の提出を求めることができるものとする。

3 調書が提出期限までに提出されなかった場合は、当該被保険者の定期確認対象被扶養者の被保険者証は、規則第50条第7項の規定に基づき、無効とすることができるため、調書の提出期限日を削除日として、被扶養者（異動）届の提出を求めることができるものとする。

（その他）

第17条 本取扱要領に定めのない事項及び見直しを行う必要がある事項については、理事長がこれを定める。

#### 附 則

この取扱要領は、平成30年8月1日から実施する。

この取扱要領は、令和2年4月1日から実施する。

この取扱要領は、令和7年10月1日から実施する。

この取扱要領は、令和8年4月1日から実施する。

## 健康保険被扶養者の認定に必要な書類

## 1 収入要件を確認するための書類

## (1) 収入がある者

- ① 退職したことにより収入要件を満たす場合  
「退職証明書」又は「雇用保険被保険者離職票のコピー」
- ② 給与収入がある場合
  - ア 労働契約内容で年間収入が判定できない場合  
直近3か月分の「給与証明書」又は「給与明細書のコピー」
  - イ 労働契約内容で年間収入が判定できる場合  
「労働条件通知書」等労働契約内容のわかる書類及び収入が「給与のみである」旨の認定対象者からの申し立て（被扶養者認定に関する確認書に記入）
  - ウ 人手不足などにより残業等が増え一時的に収入増となった場合  
「一時的な収入変動にかかる事業主の証明書」、「雇用契約書」又は「労働条件通知書」のコピー、及び前年・前々年の給与支払額のわかるもの（源泉徴収票等）
- ③ 自営（農業、林業、漁業、商業等）による収入、不動産収入がある場合  
直近の「確定申告書（収支内訳書を含む。）のコピー」
- ④ 年金受給中の場合  
現在の年金受給額がわかる「年金額の改定通知書等のコピー」
- ⑤ 雇用保険失業給付受給中の場合又は雇用保険失業給付の受給終了  
「雇用保険受給資格者証のコピー」
- ⑥ 障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金等の非課税対象となる収入がある場合  
「受取金額のわかる通知書等のコピー」
- ⑦ 上記②～⑥以外に他の収入がある場合  
上記「②～⑥に応じた書類」又は「課税（非課税）証明書」

## (2) 収入がない者

- 学生、配偶者以外の場合（学生であっても夜間学生、通信制学生は対象とする）  
「被扶養者認定に関する確認書」  
1 確認事項の①無収入の欄のチェックボックスに☑してください。

## 2 続柄を確認する書類

被保険者と別姓の被扶養者が対象となる。

「被扶養者の戸籍謄本（被保険者との続柄がわかるもの）」等

ただし、下記3に該当する被扶養者で、添付された被保険者世帯全員の住民票（コピー不可。個人番号の記載がないもの。）により、世帯主である被保険者との続柄が確認できる場合を除く。

- 3 同居確認のための書類  
被扶養者として認定されるために同居が要件である者（続柄が被保険者の曾祖父母・祖父母・父母・配偶者・子・孫・兄弟姉妹以外の者が対象となる。）  
「被保険者の世帯全員の住民票（コピー不可。個人番号の記載がないもの。）」（住民票により同居の証明をすることができない場合は、民生委員等による同居の証明等）
- 4 被保険者からの仕送り額を確認するための書類  
振込の場合は、「預金通帳等のコピー」  
送金の場合は、「現金書留の控えのコピー」  
※ 振込（送金）者、振込（送金）先の者、振込（送金）額が明らかである必要があること。  
※ 仕送りが手渡しにより行われている場合は、原則として、認められないこと。
- 5 内縁関係を確認するための書類  
「内縁関係にある両人の戸籍謄（抄）本」  
「被保険者の世帯全員の住民票（コピー不可。個人番号の記載がないもの。）」
- 6 学生であることを確認するための書類  
義務教育終了以降の学生については、在学証明書または学生証（有効期限の記載されたもの）のコピー
- 7 海外に在住し、日本国内に住所を有しない被扶養者を認定する場合、被扶養者（異動）届に次の書類を添付する。  
なお、次の書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付する。
  - (1) 海外居住が確認できる書類
    - ① 外国において留学をする学生  
査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
    - ② 外国に赴任する被保険者に同行する者  
査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
    - ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者  
査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
    - ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であつて、②と同等と認められるもの  
出生や婚姻等を証明する書類等の写し
    - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者  
※個別に判断
  - (2) 被扶養者現況申立書  
扶養認定を受ける家族の状況について、被保険者との続柄、収入状況及び仕送り状況などを被保険者が記載し、作成する。
  - (3) 身分関係、生計維持関係の確認書類
    - ① 身分関係の確認  
ア 被保険者との続柄が確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類

イ 直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族を扶養する場合は、上記のアの書類に加え、被保険者と同居していることが確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類

- ② 被扶養者の収入の確認（被保険者と被扶養者が別居の場合）  
被扶養者の年間収入が基準額未満であることが確認できる次のいずれかの書類  
（収入がある場合）  
公的機関又は勤務先から発行された収入証明書  
（収入がない場合）  
収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類
- ③ 被保険者の仕送り額等の確認（被保険者と被扶養者が別居の場合）  
被扶養者に対する被保険者からの送金事実と仕送り額が確認できる書類として、金融機関発行の振込依頼書又は振込先の通帳のコピー  
※ 上記の②と③の額から、被扶養者の年間収入が被保険者からの年間の仕送り額未満であることが必要である。
- ④ 被扶養者の収入の確認（被保険者と被扶養者が海外で同居の場合）  
被扶養者の年間収入が基準額未満であることが確認できる次のいずれかの書類  
（収入がある場合）  
公的機関又は勤務先から発行された収入証明書  
（収入がない場合）  
収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類  
※ 被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入の2分の1未満であることが必要である。

#### 8 被扶養者異動届の届出に際してご留意いただきたいことの確認書

「収入に関する確認事項」、「労働契約内容で年間収入が基準額未満であることが見込まれる場合の、収入が給与のみである旨の申し立て」および「雇用保険の受給状況」について確認いただくため、認定時に15歳以上（中学生を除く）の被扶養者異動届に必ず添付する「被扶養者認定に関する確認書」

#### [留意事項]

- 1 所得税法の規定による控除対象配偶者又は扶養親族となっている場合は、事業主がその旨の確認を行い、証明することによって、収入を確認するための書類の添付を省略することができる取り扱いとしていたが、税制改正により平成30年から控除対象となる配偶者の要件が変更されたことに伴い、その取り扱いを廃止すること。
- 2 住民票・戸籍謄（抄）本は、提出日から90日以内に発行されたものであること。